

中京区選挙管理委員会告示第19号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成18年10月31日

中京区選挙管理委員会

委員長 相賀 宏 造

1 くじを行う場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地

中京区役所

2 くじを行う日時

平成18年11月20日 午前10時30分開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程（平成5年4月15日中京区選挙管理委員会規程第1号）の定めるところによる。

（中京区選挙管理委員会事務局）